

## ○高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則

(平成22年4月30日規則第39号)

### 高知県救急医療協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第35条の8第1項の規定により置かれる高知県救急医療協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、法第35条の8第4項に定めるもののほか、次に掲げる事項について協議し、知事に対し、意見を述べることができる。

- (1) 救急医療体制の整備に関する研究
- (2) 病院前救護体制の構築に関する研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、救急医療体制の円滑な推進を図るための施策

(組織)

**第3条** 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、法第35条の8第2項各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

**第5条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会の会議（次条第8項を除き、以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

(専門委員会)

**第8条** 協議会は、専門の事項に関する研究及び協議を行う必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 専門の事項に関する研究及び協議を行わせるため必要があるときは、専門委員会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、救急医療又は救急搬送に精通する者のうちから、会長が指名し、知事が委嘱する。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する研究及び協議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 専門委員会に専門委員会長を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選によって定める。
- 7 協議会は、その定めるところにより、専門委員会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 8 前条の規定は、専門委員会の会議について準用する。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、高知県危機管理部消防政策課及び健康政策部医療政策課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項に規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。